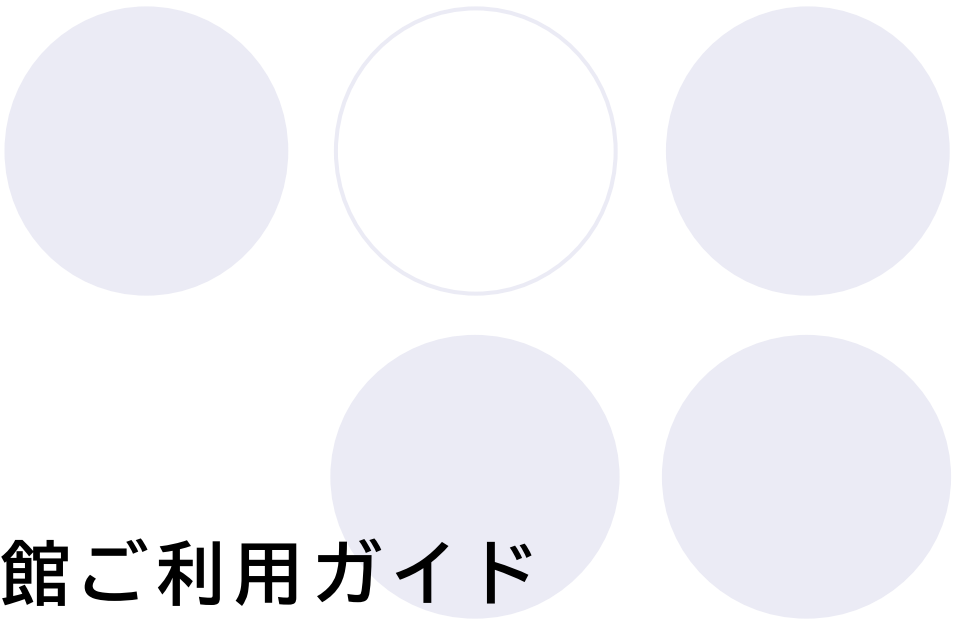




大田原市 各地区公民館ご利用ガイド

生涯学習課中央公民館係

大田原市本町1丁目4番1号 本庁舎4階

☎ 0287-23-2005

使用の申し込み方法

団体登録手続き

- ・地区公民館の利用のためには、団体登録が必要です。
- ・個人の登録はできません。
- ・地区公民館ごとに、団体登録申請書を提出してください。

<団体登録に必要な要件>

- ・代表者が大田原市民であること。
- ・団体を構成する人数が5名以上であること。

使用手続き

- ・公民館使用許可申請書を地区公民館と通じて、使用期日前3日までに教育委員会に提出してください。
- ・一部の公民館を除き、大田原市公共施設予約・案内システムから
手続することができます。

※大田原市公共施設予約・案内システムの詳細については、
大田原市ホームページをご覧ください。

休館日

- ・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

開館時間

- ・午前9時から午後10時まで

地区公民館使用料

使用区分	使用料（1時間あたり）
会議室	300円
和室	300円
調理室	500円
体育室	1,000円
多目的ホール	600円

※使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。

<フリースペースについて>

各地区公民館のロビーなど、無料でご利用できます。

<学習スペースについて>

大田原東地区公民館、大田原西地区公民館、佐久山地区公民館に
長期休暇中、学習スペースを開設いたします。

日程などは、各地区公民館に問い合わせしてください。

※長期休暇中に、学習室を開設する地区公民館がある場合は、
その都度、日程等をホームページ等でご案内いたします。

使用許可の制限

地区公民館では、「社会教育法第23条」及び「大田原市公民館条例第6条」を貸出基準の根幹としているため、次に該当する場合は使用することができません。

- ・ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- ・ 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあると認めるとき
- ・ 営利を目的とする販売行為があると認めるとき
- ・ 管理上支障があると認めるとき
- ・ 教育委員会が適当でないと認めるとき

※使用許可の見直しについて、令和6年度第1回公民館運営審議会により、貸出基準の見直しをおこないました。

令和6年7月1日より、営利団体や政治関係等の使用については、使用許可基準の一覧表を基に貸出を行います。

<公民館使用上の注意>

- ・ 使用時間（準備、清掃時間も含む）は厳守してください。
- ・ 許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- ・ 定められた厳守事項や禁止事項に反した場合は、許可の取消または使用の停止をすることがあります。
- ・ 他の利用者に迷惑をかける行為はしないでください。
- ・ 使用許可の権利を他人に譲与または転貸しないでください。
- ・ 施設、設備等の破損は職員に必ず連絡してください。
- ・ 使用した備品は必ず清掃し、元の位置に戻してください。
- ・ 部屋の出入口は施錠しないでください。

使用許可基準の一覧表

【営利団体等】（会社、商店その他の営利を目的とした団体）

使用目的	許可
大田原市内に本社、事務所、営業所がある企業（商店を含む）、または、大人数が集まれる会場がない地域において、企業等による会議や一般研修	許可
面接及び入社（採用）試験	許可
社員の厚生事業	許可
地域振興につながる事業	許可
社会教育及び社会福祉に関する事業	許可
商品の販売	不許可
商品の展示、注文、試食、実演等	不許可
促進販売や商品開発のための会議や一般研修	不許可
会社説明会	不許可
公益に寄与すると認められない場合	不許可

※申請の際に、当日使用する資料、収支計算書等を提出してください。

<その他の禁止事項>

- ・ポスターの張り出し
- ・リーフレットやちらし、パンフレットの配布

【政治関係】

使用目的	許可 不許可
研修会、学習会	許可
市政・県政・国政報告会	許可
議会報告会	許可
政策や政治に関する学習活動等のうち、公民館利用者に対する示威的行為や勧誘を伴うものであるとき	不許可
公職選挙法に基づく個人演説会を除く、選挙運動としての演	不許可
講演会の決起大会等	不許可
特定の政治団体の事務作業	不許可
その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を損なう政	不許可

※研修会、学習会、報告会等については、一般市民に広く呼びかけて開催すること。

<その他の禁止事項>

- ・ポスターやスローガン等の張り出し
- ・リーフレットやちらし、パンフレットの配布

<公民館利用案内について>

- ・公民館利用についての詳細は各地区公民館へ問い合わせください。
- ・営利団体等、政治関係、宗教関係についての利用については、
総合的に判断して許可判断を行います。

お問い合わせ先

公民館名	住所	電話番号	FAX番号
大田原東地区公民館	若草1-1287-1	24-2777	24-2777
大田原西地区公民館	浅香3-3578-747	23-8719	22-6892
金田北地区公民館	市野沢1988-1	23-3253	23-3253
金田南地区公民館	南金丸1870-5	23-2260	23-2260
親園地区公民館	花園1973	28-2444	28-2444
野崎地区公民館	野崎2-26-2	29-2605	29-2605
佐久山地区公民館	佐久山2287-1	28-0872	28-0872
湯津上地区公民館	湯津上5-776	98-3425	98-3422
黒羽川西地区公民館	黒羽田町848	54-0184	54-0187
両郷地区公民館	中野内773	59-0111	59-8900
須賀川地区公民館	須佐木53	57-0111	57-0167